

ほぼ毎週  
発行

# 労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.117

No.117 2018.4.3

## ■ 働き方改革一括法案、4月6日にも閣議決定へ

自民党は3月29日、厚生労働部会などの合同会議で、働き方改革関連法案を了承しました。

これは、ご周知のとおり、残業時間の上限規制や高プロなど計8種類の労働法規の改正を一本化した法案です。裁量労働制の対象拡大は、厚生労働省のデータに異常値があった問題を受けて、法案から全面的に削除されました。同制度で働く人への健康確保措置に関する部分も削られた一方で、労働安全衛生法に、企業が社員の労働時間を把握することを義務付ける規定が加えられました（罰則なし）。

自民党の部会における議論で注目すべきは、残業規制について、人手不足に苦しむ中小企業への影響を懸念する声上がり、このために、**中小企業に助言・指導をする場合は人手不足の状況や取引の実態を踏まえるよう配慮するという付則**が新たに加えられた点です。中小企業における杜撰な労務管理の放置を許すかの如き修正に他なりません。

3月29日の毎日新聞の報道（下記リンク）によれば、政府はかかる法案を4月6日に閣議決定する方向で調整しているとのこと。

真に「働き方改革」の名に値する内容の法案となっているのか、私たちとしては批判的に検証する必要があります。

<https://mainichi.jp/articles/20180330/k00/00m/010/107000c>

## ■ 東京労働局長の恫喝発言問題

裁量労働制を違法適用していた野村不動産の宮嶋誠一社長を呼んで特別指導をした厚生労働省東京労働局の勝田（かつた）智明局長が、3月30日の定例記者会見で、出席した新聞・テレビ各社の記者団に対し、「なんなら、皆さんのところ（に）行って是正勧告してあげてもいいんだけど」と述べたという件が大きく報道されています。

東京労働局は30日午後8時半過ぎ、勝田氏の発言が「不適切だった」として撤回する旨を、会見に出席した記者にメールで伝えました。

従前、野村不動産の事件に対しては、行政の中立性に疑問を呈する報道機関の取材活動が行われていました。そうした状況に対して、労基署が有する司法警察権力をも利用し、報道機関に対して脅しをかけたのが、今回の勝田局長発言の本質です。

私たちとしては、行政の中立性を歪め、報道の自由を侵害する恫喝に対し、毅然とした姿勢を示すべきでしょう。嶋崎常任幹事の下記記事も併せてご覧ください。

<https://news.yahoo.co.jp/byline/shimasa-kichikara/20180401-00083423/>

## ■ パワハラ検討会報告書が発表されました

厚労省は、3月30日、パワハラ検討会報告書を発表しました。詳細は次号以下にて。

[発信元] 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790